

蓮田市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



蓮田市パートナーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーとして、協力し合うことを約束したお二人が、パートナーシップであることを宣誓し、蓮田市がその意思を尊重し、「宣誓証明書」等の証明書類を交付する制度です。

蓮田市

目 次

1	パートナーシップ宣誓制度の目的	P 1
2	宣誓を行うことができる方	P 1
3	宣誓の流れ	P 2
4	宣誓に必要な書類	P 3
5	パートナーシップ宣誓証明書等の交付	P 4
6	パートナーシップ宣誓証明書等の再交付	P 5
7	届出事項の変更	P 5
8	パートナーシップ宣誓証明書等の返還	P 5
9	パートナーシップの宣誓の継続	P 5
10	その他 相談窓口	P 6
11	Q & A	P 6

事前予約・受付手続窓口

蓮田市 総務部 庶務課

- 住 所 〒349-0193
蓮田市大字黒浜2799-1
- 電 話 048-768-3111 (内線296)
- メール shomu@city.hasuda.lg.jp

1 パートナーシップ宣誓制度の目的

蓮田市では、「蓮田市人権施策推進指針」を策定し、すべての人々の人権が尊重される差別のない、人にやさしいまちづくりをめざして、人権施策に取り組んでいます。

蓮田市パートナーシップ宣誓制度は、双方または一方が性的少数者（※1）であり、相互の協力により継続的な共同生活を行い、又は行うことを約し、互いを人生のパートナーとすることを約するお二人の関係について市に宣誓の届出をし、市がその受理について証明する制度です。

市では、パートナーシップ宣誓書に必要書類を添えて提出されたカップルに、宣誓した事実を証明する宣誓証明書等を交付し、宣誓したカップルのパートナーシップ関係という事実を尊重し、お二人の関係を対外的に証明します。

この制度は、現在の法制度の影響を受けるものではないため、婚姻制度と同等の権利や義務などの法的効力は生じませんが、お二人の思いを尊重するとともに、精神的な安心感や生きづらさの軽減など、自分らしく輝いて暮らせることを応援することを目的として実施します。

（※1）性的少数者とは、性的指向の対象が異性のみではない方及び性自認が出生時の性と異なる方をいいます。

2 宣誓を行うことができる方

蓮田市パートナーシップ宣誓制度を利用するには、双方または一方が性的少数者であるカップルが、次のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 双方が成年に達していること。（満18歳以上の方）
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ◆双方が市内に住所を有している。
 - ◆一方が市内に住所を有し、他の一方が宣誓の日から1か月以内に市内への転入を予定していること。
 - ◆双方が宣誓の日から1か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む）又は他のパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族もしくは直系姻族をいう）でないこと（養子縁組による近親者であって、養子縁組をする前は近親者でなかった場合を除く。）。

- 直系血族…祖父母、父母、子、孫等
- 三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- 直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

3 宣誓の流れ

届出場所 蓮田市役所 庶務課
受付時間 平日8時30分～17時15分

宣誓日時の予約

及び事前相談

※宣誓日の1ヶ月前から受付可

電話もしくはメールなどで宣誓日時を予約してください。また、予約の際に要件を満たしていることの確認を行います。
◎余裕を持った日にちで予約してください。
◎必要書類の取得には、時間を要する場合があります。
(戸籍抄本の取り寄せなど)

電話 048-768-3111 (内線296)
メール shomu@city.hasuda.lg.jp

宣 誓

予約した日時に宣誓するお二人で指定場所にお越しください。
本人確認書類を提示の上、必要書類(3頁参照)を提出してください。
※書類に不備や不足がある場合は、受付することができませんので、ご注意ください。

証明書等の交付

宣誓に係る書類一式を確認の上、1週間～10日程度を目安に「パートナーシップ宣誓証明書」及び「パートナーシップ宣誓証明カード」を代表者様に後日、書留郵便で交付します。

なお、交付の際に蓮田市マスコットキャラクター「はすぴい」と記念撮影を行うことを希望される場合はご相談ください。

戸籍上の氏名と併せて、通称(氏名以外の呼称で、社会生活上通用しているもの)を使用することができます。詳しくは、3ページをご覧ください。

4 宣誓に必要な書類

(1) パートナーシップ宣誓書

お二人それぞれが署名の上、提出してください。

(自ら署名できない場合は、ご本人立会いのもとで代筆も可能です)

なお、宣誓において通称を使用することができます。詳しくは(6)をご確認ください。

(2) パートナーシップの宣誓に関する確認書

(3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

<蓮田市の住民の方>

「個人番号(マイナンバー)」、「住民票コード」、「本籍」、「世帯主との続柄」の記載を省略したもの(発行から3か月以内のもの)を1人1通ずつ提出してください(同一世帯の場合は1通)。

<転入予定の方>

宣誓時の提出は不要です。(4)をご確認ください。

(4) 蓮田市へ転入予定の場合

宣誓の時点で、双方又は一方が蓮田市に転入を予定されている場合は、お二人それぞれに「パートナーシップ宣誓受付票」を後日、書留郵便で交付します。

宣誓書届出の日から1か月以内に転入し、「パートナーシップ宣誓受付票」及び、蓮田市に転入したことがわかる「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」を添えて提出してください。双方が転入予定の場合は、お二人とも転入した後にご提出ください。

(5) 個人事項証明書(戸籍抄本)

個人事項証明書(戸籍抄本)を本籍地市町村から取得し、1人1通ずつ提出してください。(発行から3か月以内のもの)

外国籍の方は、在日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳(翻訳者の氏名を記入すること)を添えて提出してください。

(6) 通称を使用していることが確認できる書類(通称を使用したい方のみ)

社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、通称を社会生活上日常的に使用していることが確認できる資料を添付してください。

(7) 本人確認書類

次のいずれかを提示してください。

■1点の提示でよいもの

個人番号カード(マイナンバーカード)・運転免許証・パスポート等の官公署が発行した顔写真付き証明書等

■2点の提示が必要となるもの

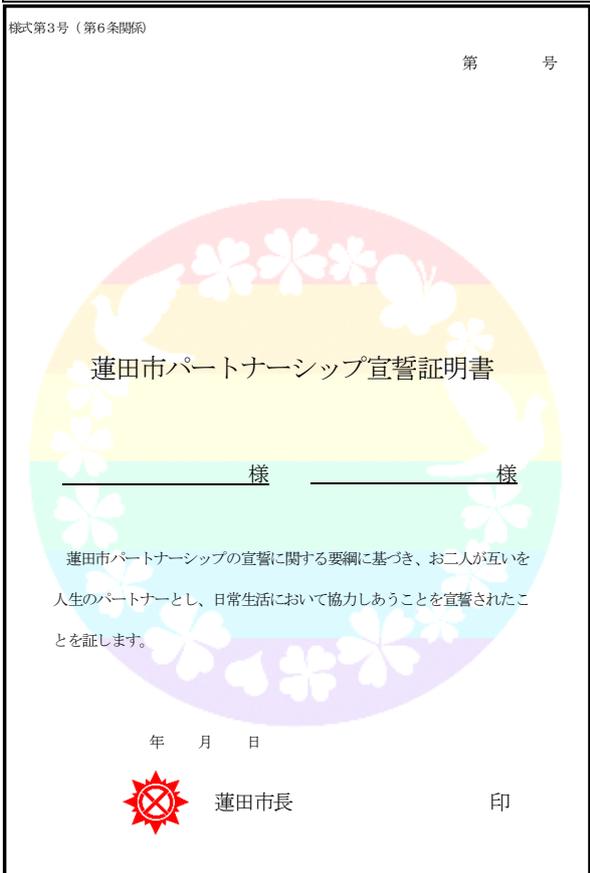
健康保険証・年金手帳・学生証・社員証等のご本人が確認できる証明書等

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

5 パートナーシップ宣誓証明書等の交付

宣誓時に提出された書類を審査し、書類の不備等がなければ、「パートナーシップ宣誓証明書」1枚と「パートナーシップ宣誓証明カード」2枚を交付します。(宣誓後、1週間～10日程度を要します)

パートナーシップ宣誓証明書 (A4サイズ)



蓮田市啓発ロゴマーク



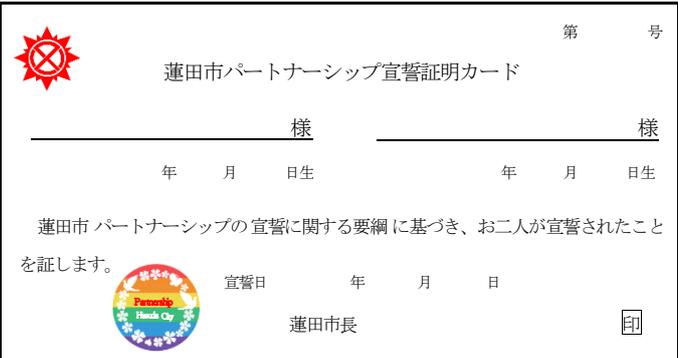
■デザインモチーフ

ハート ・ はと ・ 四つ葉のクローバー ・ さくら(花) ・ 蝶

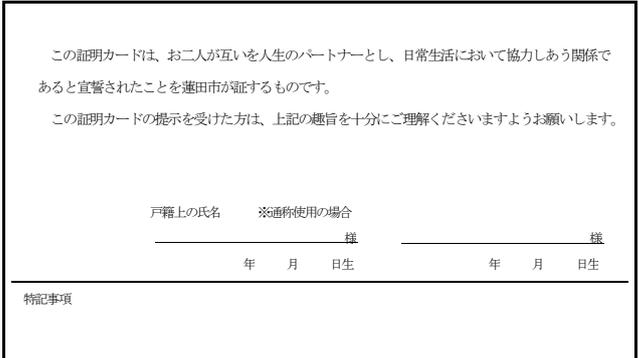
- ハート：愛 おもいやり 優しさ 理解
- はと：平和 羽ばたく
- 四つ葉のクローバー：希望 誠実 愛情 幸運を象徴
- さくら(花)：優しさ 美
- 蝶：美しさ 喜び 希望 飛び立つ NextStage
- レインボーカラー：LGBTQのイメージカラー

パートナーシップ宣誓証明カード ◆寸法 縦55ミリメートル、横91ミリメートル

(表面)



(裏面)



6 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付

証明書の紛失や毀損などの理由により再交付を希望される場合には、再交付します。「パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書」を提出してください。

7 届出事項の変更

宣誓内容に変更があった場合、「パートナーシップ宣誓事項変更届」に変更内容が確認できる書類を添えて提出してください。

なお、届出事項の変更に伴い、証明書の再交付を希望する場合には、「6 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付」のとおり、再交付申請も併せて手続きしてください。

8 パートナーシップ宣誓証明書等の返還

パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、双方又は一方が市外へ転出したときは、証明書等を市に返還する必要があります。

「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」を返還してください。

9 パートナーシップの宣誓の継続

蓮田市では、幸手市・白岡市と「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定書」を締結しています。転出入する際に、簡易な手続きでパートナーシップ制度を継続できるようになります。

(1) 蓮田市から転出する場合

蓮田市から連携に関する協定を締結している市に転出する場合、「パートナーシップ宣誓等継続届」を提出し、パートナーシップ宣誓証明書等を返還してください。パートナーシップ宣誓等継続届の写しを配付しますので、転出先の市で、宣誓の継続に係る手続きを行ってください。

(2) 蓮田市に転入する場合

連携に関する協定を締結している市から蓮田市に転入する場合、蓮田市パートナーシップ宣誓証明書等を交付します。手続き方法については次のとおりです。

- ①電話等で継続手続きを実施する日時を予約してください。
- ②予約した日時に、以下の必要書類を持って庶務課窓口へお越しください。
- ③提出書類に不備がなければ、「パートナーシップ宣誓証明書」1枚と「パートナーシップ宣誓証明カード」2枚を交付します。(継続手続きから証明書等の交付まで1週間程度要します。代表者様に後日、書留郵便で交付します。)

※継続手続きに必要な書類

- ・パートナーシップ宣誓等継続届の写し（転入前の自治体で受付されたもの）
- ・パートナーシップの宣誓に関する確認書（蓮田市の様式）
- ・住民票の写し（市が住民基本台帳を閲覧することに同意いただければ省略可）

10 その他 相談窓口

蓮田市 総務部 庶務課（年未年始を除く平日8:30～17:15）

☎ 048-768-3111（内線296） ✉ shomu@city.hasuda.lg.jp

性的指向や性自認などの悩みやLGBTに関する法律問題については、下記相談窓口でもご相談できます。ご相談は無料です。

<埼玉県にじいろ（LGBTQ）相談>

（年未年始を除く毎週土曜日の18:00～22:00）

（電話やLINEにより、当事者の方やそのご家族、関係者の方からの相談をお受けします。）

☎ 0570-022-282

LINE：<http://lin.ee/2f90PQMd>

<よりそいホットライン> 一般社団法人 社会的包摂サポートセンター

（24時間無休、性的指向や性自認に関する相談は、ガイダンスにそって#4を押してください）

☎ 0120-279-338（フリーダイヤル）

☎ 0120-773-776（通話による聞き取りが難しい方）

<セクシュアル・マイノリティ電話法律相談> 東京弁護士会

（毎月第2・第4木曜日 17:00～19:00 ※祝祭日の場合は翌金曜日）

☎ 03-3581-5515

11 Q&A

Q1 パートナーシップ宣誓制度とは、結婚とどう違うのですか？

A1 結婚は民法に定められた法律行為です。相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、蓮田市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づき、お二人のパートナーシップ関係という事実を市が尊重する制度であり、法的効力が発生するものではありません。

Q2 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

A2 本制度の導入により、多様な性のあり方についての社会的理解が進み、パートナーシップが尊重される取組が広がっていくことを期待しています。

また、宣誓したお二人の関係を対外的に証明することにより、精神的な安心感や生きづらさの軽減につなげます。

Q3 パートナーと法的な関係を築くには、どのような方法がありますか？

A3 結婚に類似した法的関係性を築く手続きとして、公正証書により、任意後見契約、合意契約を結ぶ方法などがあります。手続きには費用が発生します。公正証書について、詳しくは公証役場にお問い合わせください。

Q4 パートナーシップの「継続的な共同生活」とはどのようなことですか？

A4 「継続的な共同生活」とは、お互いに協力し合い、お二人の生活において必要な費用を分担し、支え合う生活などです。

Q5 パートナーシップ宣誓制度の利用に費用はかかりませんか？

A5 制度の利用に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは自己負担となります。

Q6 宣誓書等の届出書類は、どこで手に入れることができますか？

A6 蓮田市ホームページ「パートナーシップ宣誓制度」のページからダウンロードできるほか、蓮田市役所庶務課でもお渡ししています。

Q7 証明書は即日発行されますか？

A7 即日発行はできません。宣誓後、1週間程度お時間をいただき、書留郵便で郵送いたします。なお、交付の際に蓮田市マスコットキャラクター「はすぴい」と記念撮影を行うことを希望される場合はご相談ください。

Q8 パートナーと同居していなくても、宣誓できますか？

A8 婚姻制度における夫婦であっても、世帯を別にしている等、そのあり方は様々です。また、同性のパートナーと同居するための住居を探すことが難しいといった事情等も考慮し、双方が市内に在住（在住予定）し、互いをパートナーとして共同生活をしていれば、同居をしていなくても宣誓していただけます。

Q9 普通養子縁組していますが、宣誓できますか？

A9 宣誓者同士が養子と養親の関係にあることは、近親者となりますが、パートナーシップ宣誓制度は、法的効力が発生するものではありませんので、宣誓者同士の法的な関係やパートナーシップを築く目的で養子縁組している場合は、宣誓していただけます。

Q10 外国籍の方もパートナーシップ宣誓できますか？

A10 外国籍の方も、市民または市内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（発行から3か月以内のもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えて提出してください。

Q11 通称は使用できますか？

A11 交付するパートナーシップ宣誓証明書に記載する氏名について、通称と戸籍上の氏名のいずれかを選択できます。また、交付するパートナーシップ宣誓証明カードは、表面に通称、裏面に戸籍上の氏名が記載されたものになります。

通称を使用する場合、「パートナーシップ宣誓書」と「パートナーシップの宣誓に関する確認書」に、戸籍上の氏名と通称をご記入ください。また、その通称を日常生活において使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかな資料）を宣誓時に提示してください。

Q12 平日は仕事があり、二人で来所することは難しいのですが？

A12 相談に応じますので、お問い合わせください。

Q13 他の人に代理で宣誓をしてもらうことはできますか？

A13 代理の宣誓はできません。宣誓者のお二人が揃って庶務課にお越しいただくことを基本としております。

Q14 蓮田市外に転出するときはどうしたらいいですか？

A14 双方又は一方が蓮田市外に転出すると宣誓の要件を満たさなくなりますので、「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」を市に返還してください。

なお、双方がパートナーシップ宣誓制度の連携協定を締結した自治体へ転出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」を返還した上で、転入先自治体で簡易な手続きを行うことで、宣誓の効果を継続できます。（P5参照）

Q15 パートナーシップの関係を解消した場合は、どうしたらよいですか？

A15 パートナーシップの関係を解消した場合には、「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」を市に返還してください。

Q16 両親や友人にもカミングアウトしていません。宣誓できますか？

A16 周囲の人にカミングアウトしていなくても、宣誓することができます。プライバシーに配慮し、個室で対応することもできますので、事前にご相談ください。

蓮田市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き
(第2版)

令和5年11月発行

蓮田市 総務部 庶務課

電話 048-768-3111 (内線296)

メール shomu@city.hasuda.lg.jp

